

受動喫煙防止対策

マナーからルールへ

望まない受動喫煙による健康被害を防止するため、改正健康増進法が4月から全面施行されました。この制度のポイントを紹介します。

受動喫煙による

健康への影響

喫煙は、肺がんをはじめとする

多くのがんのほか、心臓病や脳卒中などの循環器疾患、ぜんそくや慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの呼吸器疾患にかかるリスクを高く

めます。また、喫煙者の周りでもこの煙を吸ってしまう受動喫煙でも、同様に健康への被害を及ぼします。



喫煙者が吸い込む煙(主流煙)だけでなく、たばこから立ち昇る煙(副流煙)や喫煙者が吐き出す煙(呼出煙)にも、ニコチンやタールなどの多くの有害物質や発がん性物質が含まれています。これらの有害物質は主流煙よりも副流煙に多く含まれているので、受動喫煙への対策が必要となっています。

改正法のポイント

このような健康被害を防ぐため、平成14年に健康増進法が制定され、公共交通機関やオフィスなどで禁煙や分煙の取り組みが広がりました。

しかし、それぞれの施設での対策は努力義務にとどまっていたた

め、平成30年に改正法が成立しました。改正法のポイントは次の3つです。

○望まない受動喫煙をなくす
○受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者などに特に配慮する

○施設の類型や場所ごとに対策を実施する

この改正法により、受動喫煙を防ぐための取り組みが「マナー」から「ルール」へと変わりました。新たなルールは平成31年1月から段階的に施行され、令和2年4月1日に全面施行となり、次の受動喫煙防止対策が義務化されました。

- 病院や学校などの原則敷地内禁煙、飲食店やオフィスなど多くの施設の原則屋内禁煙
- 20歳未満の人の喫煙エリアへの立ち入り禁止
- 屋内で喫煙させる場合の喫煙室の設置

○喫煙室への標識掲示
喫煙に関する新しいルールを守り、望まない受動喫煙のない社会を実現させましょう。

別名「たばこ病」

COPDは、主にたばこの煙などに含まれる有害物質を吸い込むことによって、気管支や肺胞に炎

症が起こり、肺の機能に障がいを生じさせる進行性の病気です。

別名「たばこ病」と呼ばれ、喫煙者の約2割が発症するといわれています。また、受動喫煙でも起こることが知られています。

COPDになると

たばこの有害物質によって炎症が起こり、酸素と二酸化炭素の交換を行っている肺胞が壊されてしまつと、二度と再生することはありません。重症化すると呼吸不全に陥り、酸素投与が必要になる、寝たきり状態になるなど、命に関わる病気へと発展します。

重症化させないためにも早期発見と早期対策が重要です。

禁煙が一番の治療法

COPDの発症や悪化を防ぐためには、禁煙が最も有効な対策になります。禁煙を成功させるには、開始日を決める、家族や同僚に伝える、仲間をつくるなどの方法が効果的です。また、医療機関によってはニコチン依存が高い人に吸入薬の処方などを実施しているところもあります。一定の要件を満たせば禁煙療法に健康保険が適用されますので禁煙外来を設けている医療機関を受診しましょう。

※くわしくは健康増進課(お27・1111)へ。